

# 令和6年度 教職日本国憲法の履修条件

「教職日本国憲法」は、教育職員免許状の取得を希望する学生を対象に開講する科目です。教育学部以外の学生は、以下の条件を満たすことで履修できます。

○1回生(R6入学の看護・農)及び2～4回生(R1～R5入学生またはR6入学の編入生)

## 履修条件1

教職履修ガイダンス(4月または5月に開催)に出席  
(ガイダンス中に「教職履修希望届」または「教職履修意思確認書」を提出)

## 履修条件2

「教職基礎論」を履修済

以下の場合には履修中でも可

- ・農学部1回生
- ・R6入学の2年次編入生(理・農)
- ・R6入学の3年次編入生(工・農)

※ 第I期リフレクション・デイに参加し、教職課程学修ポートフォリオ(リフレクション・ログ)を提出済の3回生又は4回生は、「教職基礎論」を履修していなくても履修可

※ 工学部で「工業」の高等学校教諭一種免許状取得希望者および医学部看護学科で養護教諭二種免許状取得希望者は、履修条件1の「教職履修意思確認書」を提出していれば「教職基礎論」を履修していなくても履修可

⇒ 履修条件1及び2を満たせば履修可

※ 教育学部は履修条件無し

### 【注意】

上記の条件を満たしていても、修学支援システムで履修登録できない場合は、共通教育チームまで連絡してください。

※ 共通教育チーム問合せ専用メールアドレス [kyogakum@stu.ehime-u.ac.jp](mailto:kyogakum@stu.ehime-u.ac.jp)